

## 九 福祉・保健衛生

### (一) 福祉行政

#### 1 民生(児童)委員

終戦によって外地からの引揚者や復員者が町に増えたが働く場所がなく、また戦争で一家の大黒柱を失った遺家族など、都会は勿論のこと農漁村においても困窮者が多かつた。この人達の相談相手となり、自立更生の道をひらいていったのが民生委員である。

民生委員の前身は、大正六年頃から貧民救済のため、各県が慈善協会や福祉委員或いは方面委員を設置して生活困窮者の相談にあたらせたのがはじまりといわれている。佐賀県では大正十三年四月、佐賀県社会事業協会が、方面委員を県内一斉に設置したといわれているが、本町の設置の経緯や氏名については記録がないので詳かでない。昭和十六年十月には医療保護法により、方面委員は医療保護事業をも受けもつようになった。

昭和二十一年十月一日、民生委員会(勅令第四二六号)が公布され、方面委員は民生委員と改称された。昭和二十七年七月、民生委員令の廃止により民生委員法(法律第一九八号)が制定され、また一方前年の昭和二十二年十二

月には児童福祉法(法律第一六四号)が制定されており、民生委員は児童委員も兼務することとなり、児童の健全育成についての指導助言及び援助措置についても担当することとなった。

昭和二十四年四月十五日には、佐賀市公会堂において県下初の民生児童委員大会が開かれた。

民生委員は町長が委嘱した民生委員推せん委員会が推せんし、更に県の民生委員審査会を経て知事が推せんし、厚生大臣が委嘱することとなっている。民生委員は、名誉職にひとしく社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、社会福祉の増進に務める任務を有する。

常に担当地区内の調査を行い生活状態を把握し、保護を要する者を指導するとともに、社会福祉事業関係諸団体と連絡協調して行政機関の福祉業務に協力する等の職務を行っている。現在の民生(児童)委員及びその担当地区分は表1のとおりである。

## 福祉行政

表1 民生(児童)委員担当区分(昭和58年12月就任)

住所	氏名	担当区	住所	氏名	担当区
西寺井	石田 スマ	西寺井、上下	諸富1区	岡本 始	諸富1区
東寺井	江口 春夫	東寺井	徳富1区	江口 保子	徳富1区
浮 盃	香月 菊夫	浮盃	徳富2区	野口五十子	徳富2区
為 重	黒田幸四郎	為重	大堂津	下村 光雄	橋津、大堂津
西 搦	小城原正司	西搦	大堂渡端	中溝喜八郎	大堂村、大堂渡端
東搦1区	山崎 英次	東搦1区、 2区	陣 内	松尾 徳一	加与丁上・下陣内
石 塚	鬼塚喜代次	石塚	下大津	平川 文二	下大津
三 重	高柳 實	三重	上大津	野中 勝	上大津、千才
山 領	松永 房美	山領	大中島	田中 鈴子	大中島
小 杭	西村 正男	小杭	太 田	永野 成輝	太田、土師
諸富2区	藤本 智水	諸富2区、 3区	諸富新村	江下 千代	諸富新村
野 町	澤野 勇	福田、野町			

(昭和40年12月～昭和43年11月)

園西野池井野正馬北	田村中田手口林園	良文秀輝虎佐愛善	次治雄次作六助道四郎	(東寺井) (浮盃) (山領) (小杭) (石塚) (東搦二区) (西搦) (西寺井) (三重)	杉村古平内藤石西吉	野岡賀川内本丸村武	ウ要與夏次郎智定松藤	夕三八巖次郎水文雄松	(徳富二区) (下大津) (橋津) (上大津) (大中島) (諸富二区) (大堂村) (太田) (加与丁下)
-----------	----------	----------	------------	--	-----------	-----------	------------	------------	--

(昭和43年12月～昭和46年11月)

石福中野田井江松園	田島溝田中手口尾田	ス秀儀キ岩虎小栄謙	マ次作ミ蔵作一次一	(西寺井) (東寺井) (浮盃) (西搦) (東搦一区) (石塚) (三重) (野町) (福田)	藤杉下石今村小土田	本野村丸泉岡宮師中	智ウ政定伸要ム春鈴	水夕市文一三メ次子	(諸富二区) (徳富二区) (大堂津) (大堂村) (加与丁上) (下大津) (上大津) (土師) (大中島)
-----------	-----------	-----------	-----------	--	-----------	-----------	-----------	-----------	---

(昭和46年12月～昭和49年11月)

馬西千江田緒深大藤杉	場村住川中方木本野	勘十秀陸藤智ウ	市一一雄二繁次栄水夕	(橋津) (太田) (山領) (為重) (諸富新村) (小杭) (石塚) (東搦一区) (諸富二区) (徳富二区)	石福今江石野小公赤	丸島泉口田宮門司	定秀伸小スキム敏	文二一一マミメ男巧	(大堂村) (東寺井) (加与丁上) (三重) (西寺井) (西搦) (上大津) (諸富一区) (下大津)
------------	-----------	---------	------------	--	-----------	----------	----------	-----------	---

表2 民生 (児 童) 委 員 (昭和31年12月以降)

(昭和31年12月～昭和34年11月)

武吉徳園野杉田糸久	藤武永田中野中山米	佐秀万良イウ勝善佐	久吉六次ソタ郎六六	(諸富一区) (橋津) (上大津) (東寺井) (西搦) (徳富二区) (大中島) (三重) (野町)	重龍宮馬石末横蒲弟子丸	松田地測丸次尾原丸	誠雅末良定喜平辰保	一枝二道文三喜次司	(諸富二区) (太田塚) (西寺井) (大堂村) (加与丁重) (福田) (東搦)
-----------	-----------	-----------	-----------	---	-------------	-----------	-----------	-----------	---

(昭和34年12月～昭和37年11月)

武杉島徳中山園持池	藤野永島崎田永田	佐ウナ万平良虎佐	久タミ六一太次三與二	(諸富一区) (徳富二区) (大堂渡端) (上大津) (大中島) (東搦) (東寺井) (三重) (小杭)	重吉龍中宮西馬武野	松武田島地田測藤中	誠秀雅浅末彌良喜久イ	一吉枝次二一道次ソ	(諸富二区) (橋津) (太田) (陣内塚) (石塚重) (西寺井) (山領) (西搦)
-----------	----------	----------	------------	---	-----------	-----------	------------	-----------	---

(昭和37年12月～昭和40年11月)

武杉中園持平松田山	藤野田島田永川尾中田	佐ウ雅良虎耕仙	久枝一次三藏八	(諸富一区) (徳富二区) (太田) (大中島) (東寺井) (三重) (上大津) (西搦) (福田) (太田)	重吉中宮馬石吉西澤古	松武島地測丸田村野賀	誠秀浅末良定富兵與	一吉次二道文士治次八	(諸富二区) (橋津) (陣内塚) (石塚) (西寺井) (大堂村) (東搦) (浮盃) (野町) (橋津)
-----------	------------	---------	---------	---	------------	------------	-----------	------------	---



### 3 老人福祉

昭和三十八年七月、老人福祉法の制定によって、老人福祉の充実を図るための施策が総合的に推進されるようになり、これによって長年社会の進展に寄与してきた老人に、老後の生活が保障され生きがいが見出せるようになった。

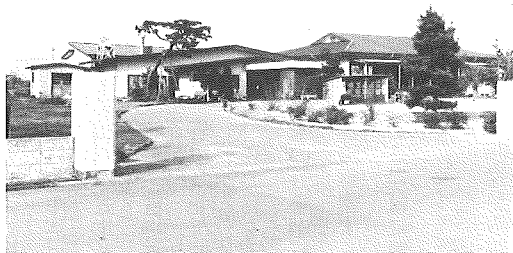
老人福祉法制定以前の老人施策は、戦前の救護法による救護、戦後は生活保護法による扶助や、養老施設への収容保護などの施策が講ぜられていたが、その後、厚生年金保険法や国民年金法による公的年金制度による老令年金の給付、さらに昭和四十八年一月には老人医療費の無料化の実施等老人福祉制度は着実に整備充実してきた。

老人福祉対策としては、施策と施設の両面から取りあげられる。

施設の面は、県下でも先がけて昭和四十七年老人憩の家が建設された。老人相互の懇親の場として、また各種会合や行事に利用されている。

施策の面からの老人対策をみると、老人の生きがい対策の一環として老人クラブ活動がある。老人クラブは老人の潜在能力を開発し、相互の親睦を深め老人としての教養を高めるとともに、健康の増進を図り、老後の生活を健全で生きがいのあるものにするための老人の集まりである。諸富町では昭和三十九年に最初のクラブが結成され昭和四十年四月には、諸富町老人クラブ連合会の発足をみた。昭和五十八年四月現在でクラブ数二四、会員数一六三九名である。

老人クラブは、各クラブ毎に毎月定例的に集会を開いて相互の親睦を深めるとともに、自主的に健康相談等を



老人憩の家



老人クラブゲートボール大会



敬老会

実施して健康の保持に努め、一方では神社、仏閣の清掃や道路の空かん回収、若い世代との交流に参画するなど社会活動にも積極的に取り組んでいる。近年とくにゲートボールが盛んで、町内各地の広場では楽しくプレーをする老人の姿がよく見受けられ、町内外の老人クラブゲートボール大会も開催されている。

また一方では、不安な境遇にあるひとり暮らし老人に対して、老人クラブ会員による友愛訪問、隣人者による愛の一声運動が行われており、ひとり暮らし老人の日々の安否を確認するとともに、各種の相談、助言、連絡等を行い、地域の老人の交流を深め、ひとり暮らし老人の孤独感、不安感の解消を図っている。

在宅老人、ねたきり老人対策としては、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの収容のほか、身体上、精神上の障害があつて、日常生活に支障のある老人が明るく健全に過ごせるために、日々の生活の世話をする家庭奉仕員派遣事業を昭和四十五年から行っている。現在一名の奉仕員が巡回しているが、その業務内容は、掃除、洗濯、裁縫、看護、炊事、買物等多岐に及んでいる。

敬老の行事は、昭和二十六年に九月十五日を「としよりの日」と定められ、長老敬愛の思想普及を図つたことにはじまる。その後、この日を国民の祝日としてその名も「敬老の日」と改め、広く一般国民に定着した。町内各地区でそれぞれ敬老の行事が行われているが、町では婦人会の協力を得て、七三歳以上の老人を招き敬老会を開催し、長年の労苦に感謝するとともに長寿を祝福し、催し物などで一日を楽しく過ごしてもらっている。一方昭和四十四年から、この日に敬老祝金の支給も実施するようになった。現在の敬老祝金の支給状況は、満七三歳以上八五歳未満年額七〇〇〇円、満八五歳以上年額一万円となっている。この老齢者に対する年金の支給のほかに、昭和五十五年四月から按摩、はり、きゅう等の施術に関する条例を施行し、六五歳以上の老人に対し、年間一二回に限り一回五〇〇円を助成している。

なお、昭和五十八年二月から従前の老人医療制度に代え老人保健法が施行され、外来月四〇〇円、入院一日二〇〇円（二ヵ月限度）の一部負担金が導入され、新たな制度の下で老人の医療や健康づくりが展開されることとなった。

#### 4 児童福祉

敗戦によりもたらされた社会の混乱と窮乏は、子供に対して最もいたましい影響を与えた。国民一般の生活水

準の低下にともない、一般の児童ことに乳幼児の保健衛生状態は悪化し、また激変した社会環境のため一般青少年の著しい不良化等、戦争の災禍はあらゆる面に大きな影響を残していたが、敗戦後の社会状態を象徴するものは戦災孤児、引揚孤児等の街頭浮浪の問題であつた。

このように敗戦後の児童の保護は浮浪児対策にはじまったが、一方、戦争その他の原因で両親を失つた一八歳未満の児童の数は、全国で一〇数万人にもぼつて戦後の社会情勢を反映し、不良児童の増加もはなはだしかった。児童福祉法は、これまでの児童政策を一貫して支配してきた要保護児童のみを問題とする思想に終止符をうち、それを超えて次代の社会の担い手たる児童一般の健全な育成、全児童の福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律であり、我が国にかつてその例をみない画期的な社会立法である。したがつて、単に従来の児童保護事業がこれにより新しい意義と力とを与えられたばかりでなく、じつに我が国の児童の福祉の進展に貴重な礎石をおいたものといえる。

児童福祉法制定以来三〇数年の年輪が過ぎまれ、児童福祉行政は質量ともに充実の途をたどってきた。すなわち生別母子家庭に対する児童扶養手当の支給（昭和三十七年）、重度の精神薄弱児をもつ家庭に対しての、重度精神薄弱児扶養手当（後に特別児童扶養手当と改称）の支給（昭和三十九年）は、母子家庭の児童及び重度心身障害児の福祉の増進を目的としたものである。

更に次代の社会を担う児童の健全育成、及び資質の向上を図るために児童を養育している保護者に、昭和四十七年から児童手当が支給されることとなった。受給条件は、義務教育終了前の児童を含む一八歳未満の児童三人以上を養育する家庭に対し、三人目以降の児童一人月額三〇〇〇円であつたが、四十九年の改定で四〇〇〇円、五十年に



ねたきり老人の世話をするホームヘルパー

相互の連絡調整等幅広い活動を続け福祉の向上に努めてきた。  
 しかし、社会情勢の進展や住民意識の向上によって、福祉に対する需要はますます高度化し多様化してきており、従来の組織構成では対応できない状態にあるので、住民の要請に充分応え得る地域の福祉活動を推進するため、社会福祉協議会の法人化が強く要望されているところである。

また昭和五十八年、社会福祉事業法が改法され、市町村社協に関する規

定が新たに設けられ、地域社会を基盤とする福祉サービスの総合的な取り組みとして「地域福祉」が近年特に強調されており、その推進の中核的役割が市町村社協に期待されている。

「身体障害者会」昭和二十五年、身体障害者福祉法の施行にともなって、身体障害者については医療、更生、その他の面に相談、指導が各関係機関によっておこなわれているが、身障者自身が相互に連帯を深め、自らの手によって自立更生の意欲の向上を図るために結成されたもので、身障者スポーツ大会への参加など積極的、意欲的活動を続けている。

「母子会」母子家庭の母親で組織している会で、生計の問題や子女の養育の

表4 児童手当支給状況

区 分		53 年 度	
		対象児童延数	支給金額
被 用 者	所得割有	2,326	11,630,000
	所得割無	137	822,000
非被用者	所得割有	2,524	12,620,000
	所得割無	540	3,240,000
特 例 給 付			

資料：町住民課

は五〇〇〇円となった。また昭和五十七年からは三カ年に限り特例給付の制度が設けられた。最近の児童手当支給状況は表4のとおりである。  
 また児童施設としては現在法人立の保育所が二園あり、保護者の労働や疾病等の理由により保育に欠ける乳幼児を措置している。  
 このほか母子家庭の生活の安定と健康の保持増進、福祉の向上を図るため、母子福祉資金の貸付や母及びその者に監護されている児童、又は父母のない児童に医療費を助成する母子家庭医療費助成事業等を実施している。

### 5 社会福祉諸団体

「社会福祉協議会」諸富町社会福祉協議会は、町内における社会福祉事業の能率的運営と、組織的活動を促進して社会福祉の増進を図ることを目的とし、昭和四十年二月一日発足した。町役場内に事務所を置き事業の推進にあたってきた。

今日の主な事業は、心配ごと相談所の開設、生活困窮者の救済、援護並びに心身障害者、施設収容者、長期療養者、一人暮らし老人、ねたきり老人の慰問援護及び老人クラブ等、各種福祉関係団体の育成、助成と

(単位：円)

54 年 度		55 年 度		56 年 度		57 年 度	
対象児童延数	支給金額	対象児童延数	支給金額	対象児童延数	支給金額	対象児童延数	支給金額
2,001	10,005,000	1,961	9,580,000	1,699	8,495,000	1,200	6,000,000
440	2,717,000	426	2,769,000	427	2,848,500	401	2,807,000
1,358	6,790,000	1,524	7,620,000	1,314	6,570,000	1,066	5,330,000
1,348	8,296,000	1,296	8,424,000	1,543	10,308,000	1,391	9,737,000
						515	2,575,000

きた。  
 一方、昭和三十四年には、国民健康保険法が全面改正になり、国民皆保険が実現して医療の分野では、国民の健康、医療に対しての制度の充実がみられたので、老後の保障についての施策が必要となってきた。  
 従前の老後保障についてその制度をみてみると、恩給、厚生年金、各種共済組合等いわゆる被雇用者を対象としたものは、戦前の昭和十七年以降漸次整備されてきたのに対し、零細企業（五人未満）従事者や都市、農漁村の自営業者は、年金制度による保障がなかった。したがって前述のように、医療における国民皆保険の実現、医学の急速な進歩により我が国の平均寿命はますます

表5 諸富町における年齢別人口の推移

(単位：人、%)

区分	0～19歳		20～64歳		65歳以上		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
昭和25年	5,057	47.31	5,112	47.65	541	5.04	10,728	100.00
昭和35年	4,431	42.54	5,264	50.53	722	6.93	10,417	100.00
昭和45年	3,926	36.34	5,910	54.70	967	8.96	10,803	100.00
昭和55年	3,889	31.78	6,963	56.89	1,387	11.33	12,239	100.00

資料：総理府統計局「国勢調査報告」

表6 国民年金加入状況(拠出年金)

(単位：人)

区分	被保険者数			保険料免除者数		
	総数	強制	任意	総数	法定免除	申請免除
昭和53年度	3,191	2,626	565	54	45	9
昭和54年度	3,216	2,641	575	56	45	11
昭和55年度	3,224	2,631	593	90	43	47
昭和56年度	3,123	2,606	517	107	39	68
昭和57年度	3,047	2,553	494	154	48	106

資料：町住民課

## 6 国民年金

問題、身上問題などについて相互に援助協力し合っており、お互いの教養を高め生活の安定、地位の向上、福祉の増進につとめている。

「遺族会」数度の国難に殉じた英霊の遺徳を長く後世に伝えるとともに、戦病死者遺族相互間の意識の高揚、相互援助等福祉の増進につとめるとともに、戦死者慰霊法要を実施するなど英霊の顕彰につとめている。

戦前は人生五〇年と言われていたが、戦後、生活環境の変化や医療の発達によつて、今日、日本人の寿命は急速に伸び、平均寿命も七〇歳を超えるようになり、世界の長寿国の仲間入りをするようになった。

したがって俗にいう六五歳以上の高齢人口も急速に増えており、本町の年齢別人口の推移は表5のとおりである。

これで見ると、六五歳以上の高齢人口は、昭和二十五年では五・〇%であったのが、昭和四十五年には八・九%となり、昭和五十五年には遂に一割台を超えて一一・三%となり、この三〇年間ほどで高齢人口は二倍以上となっている。

このように戦後、高齢人口は増加していく一方、その反面では家族構成の変革などもあつて、老人をめぐる社会環境、生活環境についても近代化の変貌をたどり、老後の日常生活に諸種の支障、困難をもたらすようになって



戦死者慰霊祭

表7 国民年金受給状況(拠出年金)

年度	件数及び年金額		老齢年金	通算老齢年金	障害年金	母子年金	寡婦年金	合計
	受給者数	年間1人当受給額						
昭和53年度	671	149,158,800	80	7,211,200	26	18	0	795
昭和54年度	729	171,560,700	78	9,140	34	20	0	861
昭和55年度	776	198,628,000	99	9,388,600	32	18	0	925
昭和56年度	800	223,146,000	119	12,146,900	35	21	1	975
昭和57年度	880	254,042,600	132	15,469,500	41	19	1	1,073
昭和58年度	880	278,932	132	102,074	58,642	677,271	134,900	277,541
昭和59年度	880	288,684	132	117,193	25,888,800	12,961,200	138,600	308,500,700
昭和60年度	880	288,684	132	117,193	631,434	682,168	138,600	287,512

資料：町住民課

(単位：円)

福祉行政

まず伸び、老後の生活保障問題が論ぜられるようになった。このような情勢を背景に、自営業者、零細企業の従事者、農漁業従事者を対象とする年金制度の創設の世論が盛り上がってきた。

国においても国民年金制度の実施については、昭和二十五年当時から社会保障制度審議会等において、いろいろ審議されていたが、これが実際に実施面にあらわれたのは、昭和三十二年度において厚生省予算に、国民年金について、各種の基礎調査および国民年金に関する審議会の運営に要する費用として、「国民年金準備費」が計上されてからであり、昭和三十四年四月に国民年金法が成立した。

これによって、これまで年金制度に加入できなかった農漁業者、自営業者等を国民年金の対象者とすることによって国民年金の第一歩が踏み出され、昭和三十六年四月、国民年金制度の拠出年金

表8 福祉年金受給者状況

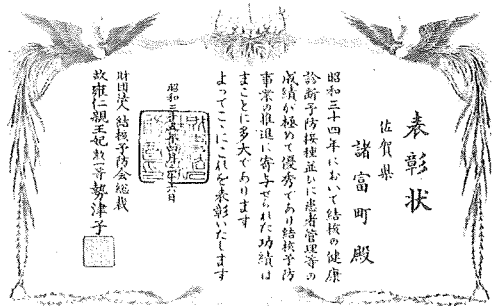
年度	総数			老齢福祉年金		
	件数(人)	金額(円)	1人当支給額(円)	件数(人)	金額(円)	1人当支給額(円)
昭和53年度	639	113,048,156	176,914	566	95,710,256	169,098
昭和54年度	658	129,496,538	196,803	578	106,466,638	184,198
昭和55年度	637	142,255,535	223,321	561	117,866,168	210,100
昭和56年度	593	155,813,136	262,754	511	127,186,303	248,896
昭和57年度	559	153,486,437	274,573	477	121,559,237	254,841
年度	障害福祉年金			母子福祉年金		
	件数(人)	金額(円)	1人当支給額(円)	件数(人)	金額(円)	1人当支給額(円)
昭和53年度	73	17,337,900	237,505	0	0	0
昭和54年度	80	23,029,900	287,873	0	0	0
昭和55年度	76	24,389,367	320,912	0	0	0
昭和56年度	82	28,626,833	349,107	0	0	0
昭和57年度	82	31,927,200	389,356	0	0	0

資料：町住民課

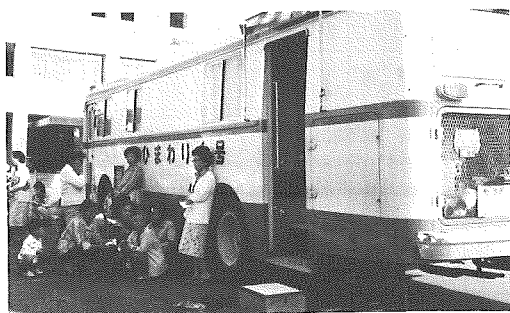




成人病教室



結核予防会総裁表彰状



結核健康診断風景

対策や人口の老齢化、核家族化など社会経済構造の転換期に対応した老人、障害者、母子保健、精神衛生対策が重要な課題となった。公衆衛生の進展によって、かつて国民死因の主位を占めていた結核や肺炎、胃腸病等の感染症が大幅に減少し、これらにかわって成人病の脳血管疾患の外に、悪性新生物、心臓の疾患が国民衛生の大きな問題としてクローズアップされてきた。昭和三十四年には佐賀保健所より結核対策特別推進地区として指定され受診率九九・五%の好成績を示し、翌三十五年四月二十六日には県下唯一の結核予防会総裁表彰をうけた実績がある。死因の順位が入れ変わったと言ってもいままなお結核による死亡者も少なくはなく、対策として結核の

が実施され、国民皆年金の態勢が確立されるにいたった。近年の国民年金加入状況は表6のとおりである。

当初満二〇歳から五九歳までの人はすべて強制加入の対象とされたが、恩給、厚生年金、各種共済組合などの公的年金制度の適用を受けている人は除かれ、その配偶者は任意加入とした。保険料は二〇歳から三五歳までは毎月一〇〇円、三五歳から五九歳までは毎月一五〇円となっており、四〇年間に約六万円の保険料を納め、六五歳になったら年額四万二〇〇〇円の年金の支給を受けることになっていた。その後、保険料、年金の額も改正され、昭和五十七年一月における保険料は四五〇〇円であったが、年金受給額の引き上げにともなって段階的に保険料も引き上げられ、五十七年四月から保険料が五二二〇円となり、年金の受給額は八六万九三〇〇円（月額七万二四四一円）となった。

国民年金が発足したときすでに高齢であった人や、身体障害者、母子世帯に対しても、昭和三十四年十一月から全額国庫負担による年金を支給することになった。これが拠出年金制度を補完する福祉年金である。

なお最近五カ年間の国民年金受給状況及び福祉年金受給状況は、表7、表8のとおりである。

## (二) 保健・衛生

### 1 健康診断と保健予防の推進

昭和五十年代に入ると、生活水準は著しく向上し、保健・衛生思想も普及したが、反面成人病についての医療

保健・衛生

そのほか各種予防接種は、町内の医師と予防接種についての契約書を取  
りかわし予防接種法に基づいて定期的に実施している。健康教育、指導の

ための、健診を実施している。  
感染症対策については、イン  
フルエンザ、風しん等のウイ  
ルス性疾患の初期予防活動を  
重視した施策を推進している。



母子健康センター

表11 各種学級活動実施状況 (参加人員または回数)

種 別	昭53年度	昭54年度	昭55年度	昭56年度	昭57年度
母 親 学 級	34人	19人	54人	23人	22人
育 児 学 級			9回	1回	2回
虫歯予防学級			3回		
高 血 圧 教 室	109人(廻)	161人(廻)	222人(廻)	291人(廻)	206人(廻)
糖 尿 病 教 室					30人(廻)
栄 養 教 室				86人(廻)	171人(廻)

資料：町保健衛生課

表12 健康相談実施状況 (参加人員または回数)

種 別	昭53年度	昭54年度	昭55年度	昭56年度	昭57年度
妊 婦 相 談	30回	41回	39回	29回	39回
成 人 相 談	262人	460人	223人	363人	552人
老 人 ク ラ ブ 相 談	345人	301人	322人	275人	317人
地 区 健 康 相 談	493人	457人	338人	341人	219人
住 民 検 診 時 血 圧 測 定	910人	969人	977人	1,041人	985人

資料：町保健衛生課



健康づくりの一環としての健康体操

表9 各種検診の実施状況

(単位：人)

種 別	昭53年度	昭54年度	昭55年度	昭56年度	昭57年度
住 民 検 診 (間 接)	3,796	3,712	3,705	3,681	3,577
住 民 検 診 (直 接)	161	152	114	108	116
循 環 器 検 診	86	49	62	101	129
胃 集 団 検 診	673	675	723	729	690
子 宮 が ん 検 診	292	314	312	463	349
乳 児 健 診 (延 人 員)	515	485	325	364	302
1 歳 6 ヲ 月 児 健 診	107	143	141	139	132
3 歳 児 健 診	179	197	143	156	161

資料：町保健衛生課

表10 死因別死亡者数とその順位

(単位：人)

年次	第 1 位	数	第 2 位	数	第 3 位	数	第 4 位	数	第 5 位	数
昭51	悪性新生物	26	脳血管疾患	22	心 疾 患	8	肺炎および 気管支炎	5	老 衰 肝 硬 変	4
昭52	脳血管疾患	21	悪性新生物	12	心 疾 患	10	肺炎および 気管支炎	6	肝 硬 変	5
昭53	悪性新生物	20	脳血管疾患	15	心 疾 患	7	不慮の事故	7	高血圧性疾患	4
昭54	脳血管疾患	32	悪性新生物	21	心 疾 患	11	肺炎および 気管支炎	4	高血圧性疾患	3
昭55	脳血管疾患	22			心 疾 患	16	高血圧性疾患	5	肺炎および 気管支炎	4
	悪性新生物	22								

資料：衛生統計年報人口動態統計編・佐賀県

これらの医療給付実績等は表15のとおりである。

健康保険は、公営つまり市町村行政の一部にまで発展してきた。ときあたかも、高度経済成長下において国民生活の充実と足並みを揃えるように、昭和三十六年に国民皆保険を達成した。

本町の国民健康保険事業は、昭和三十一年十一月一日より被用者以外の一般住民を対象として五割給付で発足した。その後、同三十八年、政令改正により世帯主のみ七割給付に改善し、さらに同四十二年に全被保険者の七割給付が実現された。事業内容も著しく向上し発展を遂げてきたが、反面医療費の増大につながり、財政悪化の様相を呈した。その対策として保険税の引き上げを行う一方、医療費の適正化に努め、住民福祉の中核としての使命を果たしてきた。

表13 国民健康保険加入状況

(単位：世帯、人)

年次	総世帯数	国世帯 帯保数	総人口	国保被保者 数
昭和37年	1,953	1,364	10,455	6,100
昭和41年	2,118	1,339	10,580	5,531
昭和51年	2,673	1,403	11,474	5,081
昭和53年	2,800	1,433	11,753	5,182
昭和54年	2,849	1,460	11,833	5,234
昭和55年	2,968	1,555	12,096	5,364
昭和56年	3,035	1,598	12,248	5,422

資料：町保健衛生課

表14 医療施設

(昭和53年8月1日現在)

病院数	病床数	診療所			歯科診療所	助産所	施術所	計	
		有床診療所数	病床数	無床診療所数					
1	130	4	72	2	6	1	0	2	16

資料：町保健衛生課

面では、表11・表12に掲げている各種学級、健康相談等を数多く開催し、指導、助言を行っている。

特に母子保健対策については、昭和三十年の町政施行直後から活動を始めこの事業の推進については、町内開業医の技術援助によって乳幼児、妊産婦の保健指導並びに検診業務などを推進してきた。しかし昭和三十二年までの事業を反省、この事業が住民の保健向上の基盤でありたいというところから、「母子愛育会」の育成に取りかかり、昭和三十三年にその結成がなされた。しかし、反面実施母体及び執務体制については、まだ母子生活動の視野と理解が浅く、その他の行政面から庄され、実際には、重要施策として取り上げられるまでには行かなかった。昭和三十四年度に佐賀県内の他の市町村にさきがけ「母子健康センター」が設置され、保健福祉に関する事業など数多く取りあげられるようになった。

このような実績が認められ、昭和三十七年十月二十三日には母子衛生教育優良町として、県より表彰され、さらに同三十八年十一月十五日、母子衛生事業優良町として厚生大臣表彰を受けた。なお当初から実施の結核予防対策と母子保健衛生の推進に努めたことが合わせて認められ、昭和四十五年九月二十四日、九州で初めての保健文化賞の受賞となった。

## 2 国民健康保険事業の変遷

国民健康保険制度は、昭和十三年の制度創設以来幾多の変遷を経て、今日まで続き大きな成果を挙げている。戦後の混乱の中で崩壊寸前の状態にまで追い込まれながらも、国民と関係者の血のにじむような努力により、我が国の社会保障制度と国民保健の向上を支える一つの柱として力強く再建され、このとき以来原則として国民

### 3 老人保健

老人保健法は、昭和五十七年八月十七日法律第八十号をもって公布され、同五十八年二月一日より施行された。この法律による老人保健制度は、本格的な高齢化社会の到来に対応し、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施することにより、健康な老人づくりを旨指している。また、老人の医療費を国および地方公共団体が、負担するほか、国民皆が公平に負担することを目的とするものであり、今後、医療保険制度及び年金制度と並んで、我が国、社会保障の中核的の制度となるものである。

我が国の老人保健医療対策は、昭和四十八年以来、医療保険各法による医療保険制度、老人福祉法による老人医療費支給制度等により推進されてきた。老人医療費はその後、年々急激な増加を続け、一方、対策が全体として医療費の保障に偏っており、疾病の予防から機能訓練に至る保健サービスの一貫性に欠けて

(単位：千円)

薬剤の支給		療養費		助産費		葬祭費	
件数	費用額	件数	費用額	件数	給付額	件数	給付額
186	75	281	403	126	189	65	65
87	56	206	426	80	160	42	81
246	1,032	457	4,570	74	2,960	54	1,060
3,472	12,173	412	3,051	42	2,520	36	1,070
6,141	21,746	407	3,663	55	3,580	48	1,440
6,730	25,741	464	5,376	52	4,160	37	1,110
7,993	34,335	472	4,833	60	4,800	48	1,440

### 保健・衛生

いた。医療保険各制度間、特に被用者保険と国民健康保険の間に老人医療費の負担に著しい不均衡があるなどの問題が指摘された。厚生省は、このような要請に応え、長期的な展望に立って制度の基本的な在り方について検討を続けた結果、老人の医療費は国民皆が公平に負担するという新しい制度を創設し、そのために老人保健法を制定したものである。



健康な老人づくり



栄養教室 (健康づくり)

表15 保険給付状況

区分 年次	総数		入院		入院外		歯科	
	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
昭和37	17,874	22,913	434	4,769	15,078	15,163	2,176	2,906
41	23,135	52,190	550	11,166	19,535	35,625	2,963	5,343
51	29,644	348,658	837	117,209	24,188	191,936	4,373	38,481
53	33,189	464,645	1,034	168,570	23,781	221,987	4,902	61,914
54	38,279	531,231	1,005	169,763	26,080	274,238	5,053	65,484
55	40,076	565,018	1,087	197,278	26,912	270,917	5,347	71,082
56	42,077	629,847	1,207	233,890	27,319	285,960	5,558	75,662

資料：町保健衛生課

本町の飲料水は、河川の表流水と井戸水に依存していたが、戦後、佐賀市の都市化などによる汚水の流入や、農薬の発達などによって、飲料水に不安がでてきた。本町民の間にも伝染病などを未然に防ぎ、健康を維持する清潔な飲料水確保のため、水道敷設を願う声がでていた。

昭和三十三年五月、諸富町は水源を筑後川に求め、水道事業の認可を受け、浄水場を大中島に決定した。工事は昭和三十三年二月に起工、同三十五年三月に竣工、四月一日より正式通水を開始した。総工費六、六二〇万四、七五八円であった。当時の水道料金は、基本料金八立方メートル四〇〇円、一立方メートル超過するたびに三〇円の超過料金であった。そのほか量水器使用料として、一カ月一箇につき、三〇円を徴収した。最初の給水戸数は一八六戸であった。

水源は大中島西南端の筑後川より二〇〇メートルの鋼管をもって一日最大一、六五〇立方メートル取水、一万二、〇〇〇人に給水することになった。各家庭への配管の総延長は三万八、一九六メートルに達した。当初、この水道事業は水質もよく、順調に運営されていたが、昭和三十八年の夏、連日の日照が続き、有明海から逆流する海水が混入し、飲料水として使用不能の状態となった。そこで昭和三十九年十二月、第一次拡張工事を行うことになり、同四十年四月起工、九月竣工した。総工費は三七四万円であった。工事は水源大中島浄水場内に深井戸深さ二一五メートル一基を掘った。更に、同四十三年には給水人口の増加により、一日最大給水量三、三〇〇立方メートルを目標とした計画変更を実施し、大川市道海島への分水一五〇立方メートルを加算して、計三、四五〇立方メートルとすることになった。昭和四十三年三月認可を得て、第二次拡張工事を同年七月起工、翌年一月完成した。総事業費は二、二四五万円で配水池一基、貯水量四二

〇立方メートル、濾過機二機、分水量水器据付であった。

しかし、近年における住民の生活様式の向上、人口の増加、筑後川表流水の塩分の上昇等により、第三次拡張工事が計画された。大堂に浄水場を設置して、源水を県営工業用水道からの分水により、給水人口二万四、〇〇〇人、一日最大給水量六、四四〇立方メートル、一人一日最大配水量四六〇リットルを目標として、昭和四十九年十一月起工、同五十一年八月竣工し、同年九月給水を開始した。水質水圧共に良好で、これにより水不足は解決された。

総事業費七、三九三万円、敷地面積七、三二〇平方メートル、配水管敷設一万二六一九メートル、町内一円配水管総延長五万三、三三三メートルとなった。昭和五十五年には、給水戸数は一〇〇%の普及率となった。また昭和五十年代からは、ノリの品質向上を図るため、ノ

リ澆き水に上水道の給

水をはじめ現在に至っ

ている。水源開発につ

いては国が施行する筑

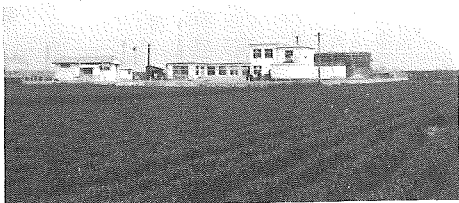
後川総合開発建設によ

り生み出される新規利

水に求め、久留米市瀬

の下地点に建設予定

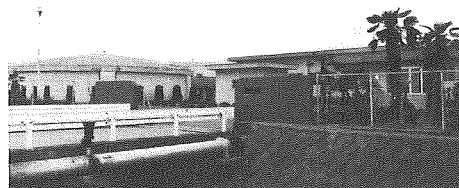
の、筑後大堰より直接



大中島浄水場



水利使用標識



諸富町浄水場

取水し、これを浄水して一旦山間部へ圧送貯水の後、自然流下方式にて、構成十三市町村へ送水することになっている。

水道用分水供給契約書

諸富町上水道より大川市道海島簡易水道へ水道用水の分水供給に関して、諸富町長吉末豊助(以下「甲」という)と、大川市長中村太次郎(以下「乙」という)との間に、下記の通り契約を締結する。

第一条 甲はその経営する上水道事業の計画配水量の範囲内において、乙に対して、(一日最大一五〇立方尺)を、分水供給する。

第二条 分水する期間は、契約締結の日から、大川市上水道より道海島地区への送水が、可能となる日までとする。

第三条 分水料金は一立方尺当たり、二十五円とする。

前項の分水料金は、経済の変動その他、特別な事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを変更

表16 過去5ヵ年間の水道事業の推移

項目	年度	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
		51年	52年	53年	54年	55年
行政区域内人口	人	11,423	11,753	11,833	12,108	12,650
給水区域内人口	人	11,423	11,753	11,833	12,108	12,650
計画給水人口	人	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
公称施設能力	％	6,440	6,440	6,440	6,440	6,440
1日最大給水量	m <sup>3</sup>	3,476	3,705	4,636	4,664	5,117
1日平均給水量	m <sup>3</sup>	2,855	2,660	2,968	3,152	3,358
1人1日最大給水量	ℓ	304	315	392	385	405
1人1日平均給水量	ℓ	250	226	251	260	265
年間有収水量	m <sup>3</sup>	904,817	922,710	1,017,424	1,043,079	1,041,323
有収率	％	86.83	95.04	93.92	90.66	84.73
給水原価	円/m <sup>3</sup>	101	164	152	159	159
供給単価	円/m <sup>3</sup>	96	137	137	1,396	139

資料：町水道課

することができる。

第四条 分水区域は、大川市大字道海島地内とする。

第五条 量水器は、諸富町大字大堂橋津地内に甲乙立会のうえ、甲が設置した量水器により毎月末日正午をもって、検計した水量を、その月分として算定する。

2 分水水量に異議があるときは、甲乙協議のうえ、その水量を算定することができる。

3 前項の水量を算定しようとするときは、前三ヵ月及び、前年同期の水量等を、参考にして行うものとする。

6 第六条 甲は第三条及び第五条の規定により算定した分水料金の納入通知書を、その月の翌月五日までに、乙に送付するものとする。

2 乙は前項の納入通知書により、分水料金を納入するものとする。

7 第七条 甲は非常害又は、公益上その他やむを得ない事情、及び法令又はこの契約によるほか分水を制限又は停止することはない。

2 甲は分水を制限又は停止しようとするときは、その事由日時等をそのつど乙に予告する。ただし緊急をやむを得ないときは、この限りではない。

3 分水の制限、停止、又は漏水等のために、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。

8 第八条 本契約締結の日をもって、従前の水道用分水供給契約は、解消するものとする。

9 第九条 第二条及び前条の規定にかかわらず、第三条に規定する分水料金は、昭和四十三年二月十四日以降分水から適用する。

10 第十条 本契約に関して、疑議を生じたときは甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙各自その一通を保有する。

昭和四十三年二月十四日

佐賀県佐賀郡諸富町長 吉末豊助  
福岡県大川市長 中村太次郎

大川水庶第二六一号

昭和五十六年三月二十三日

諸富町長 吉末豊助殿

大川市長 古賀龍生 ㊟

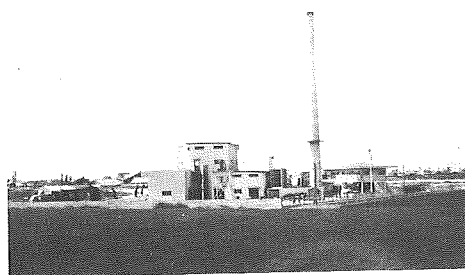
水道用水分水供給契約の解除について

大川市道海島簡易水道事業が、昭和四十三年度に開設されて爾来十二年余にわたる貴町のご厚情にささえられて、本事業の円滑な運営に当たってきたところであります。先に事務レベルでご協議申し上げていましたように、本市上水道事業よりの、道海島地区への送水が、昭和五十六年四月一日より稼働出来る運びとなりましたので、貴町と締結いたしておりました水道用水分水供給契約第二条の規定に基づき本契約を、昭和五十六年三月三十一日限りで、解除いたしたく存じます。

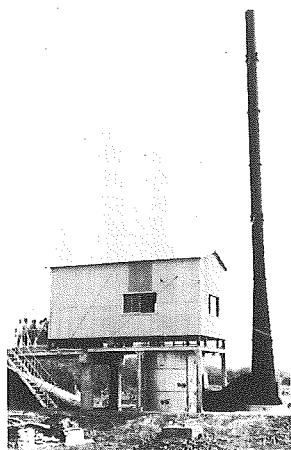
## 5 塵芥・し尿処理

### (1) 塵芥処理

健康で明るい暮らしの町づくりを合言葉に蚊とハエを撲滅し、町ぐるみの生活環境の改善をはかるため昭和四十年年度町政の重点施策として環境衛生対策を取り上げた。さらにこの事業の完璧を期し、昭和四十一年度より本



諸富町塵芥焼却場



旧塵芥焼却施設 (6t炉)

町全域にわたり特別地区の指定を受け、この事業に対するビジョンを作った。

以降衛生害虫駆除のモデル部落の指定、塵芥収集事業の開始、下水溝整備等、生活環境の向上をはかった。昭和四十二年六月には徳富三丁分に塵芥焼却施設(六ト炉)を建設し多大の成果をあげた。しかし、人口の増加と収集戸数の増加によって塵芥の収集量は年々増大し、旧施設の老朽化も伴ったため、同所に一日二トの焼却能力を有する現在の焼却場が、昭和五十年十月一日着工、翌年八月三十一日に総工事費一億八、八八〇万円で完成した。

新焼却場は、公害防止に万全を期し、マルチサイクロンにより、ばい煙やばい塵を防ぎ、煙突の高さは三五メートルの巨大なものとし、煙の拡散をはかるなど、大気汚染防止につとめ、さらに機械部分は全部上屋でかこい、臭気、騒音などを防止するものとされている。汚水は構外に排水されないよう

に設計され、操作はすべてオートメーション化され、処理方式は機械化バッチ燃焼式の方法をとっている。快適な町づくりのため全戸収集を呼びかけ、昭和五十四年四月一日よりごみ収集料金の一般家庭料金無料化を実施し、生活環境の充実をはかっている。

なお、塵芥の収集業務については、町内太田の野中正三と委託

契約し、週二回の収集を行い、焼却業務は町職員二名の直営業務である。

新塵芥焼却場の完成当時は焼却能力には余力があつたが、不燃物処理については、処理施設がなく困惑していた。この期に千代田町より本町の不燃物の処理を千代田町が行い、千代田町のゴミ処理を本町で行う相互処理交換委託事務の申し入れがあり、現在この方法で相互扶助の形で処理をしているが、

今後は広域市町村圏での処理を促進することが望まれる。

一般廃棄物の委託事務についての規約

- 一 委託を受けるもの 諸富町長 吉 末 豊 助 (以下甲という)  
委託するもの 千代田町長 内 川 茂 雄 (以下乙という)
- 二 委託事務の範囲

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第二項中の処分のうち可燃物のみとする。
- 2 委託事務の管理及び執行方法。

事務の管理は甲が行う。

乙の行政範囲内で塵芥の収集及び焼却場までの運搬は乙が行い、焼却処分は甲が行う。委託量は月二十ト十台(二十ト)以内とする。

三 委託事務に要する経費

甲の不燃物を乙が処分するため、可燃物の焼却処分は無料とする。

四 必要な事項

- 1 乙は甲が指定した経路を経て運搬しなければならない。
- 2 塵芥の焼却炉投入時間は午後一時より午後三時までとする。但し、土曜日は午前十時より正后までとする。又、毎週日曜日及び自十二月三十一日至一月四日間は休日とする。
- 3 運搬経路、又は焼却に伴う公害が生じた場合は甲乙協議して対策を定める。
- 4 諸富町内の塵芥が急増し処理に支障を生じた場合又は、その他重要な事項が生じた場合及び乙が甲の不燃物処理事務委託を中止した場合は、この事務委託は中止するものとする。

五 委託の期限

- 1 規約の適用は昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までとする。
- 2 この規約については、甲乙協議のうえ前項の有効期間を更に延長することができる。

附 則

この規約は昭和五十二年四月一日から適用する。

表17 可燃物収集処理量調

(単位：t)

年 度	収集処理量	1日平均処理量
昭和53年度	2,105	5.8
昭和54年度	2,243	6.1
昭和55年度	2,165	5.9
昭和56年度	2,280	6.2
昭和57年度	2,323	6.4

資料：町保健保衛課

表18 不燃物収集量調

(単位：t)

年 度	収 集 量	1日平均収集量
昭和53年度	614	1.7
昭和54年度	812	2.2
昭和55年度	904	2.5
昭和56年度	952	2.6
昭和57年度	964	2.6

資料：町保健衛生課



一般廃棄物の委託事務についての規約

- 一 委託を受けるもの 千代田町長 内 川 茂 雄 (以下甲という)  
委託をするもの 諸富町長 吉 末 豊 助 (以下乙という)

二 委託事務の範囲

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第二項中の処分のうち不燃物のみとする。  
2 委託事務の管理及び執行方法。  
事務の管理は甲が行う。

乙の行政範囲内で不燃物の収集及び処理現場までの運搬は乙が行い、処分は甲が行う。

委託量は月二ト車二十台(四十ト)以内とする。

三 委託事務に要する経費

甲の可燃物を乙が処分するため、不燃物の処分は無料とする。

四 必要な事項

- 1 乙は甲が指定した経路を経て運搬しなければならない。  
2 不燃物の投棄時間は午前八時三十分より午後三時までとする。毎週日曜日及び自十二月三十一日至一月四日間は休日とする。  
3 運搬経路または不燃物処分に伴う公害が生じた場合は甲乙協議して対策を定める。  
4 千代田町内の不燃物が急増し処理に支障を生じた場合、または、その他重要な事項が生じた場合及び乙が

甲の可燃物処理事務委託を中止した場合は、この事務委託は中止するものとする。

五 委託の期限

- 1 規約の適用は昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までとする。  
2 この規約については、甲乙協議のうえ前項の有効期間を更に延長することができる。

附 則

この規約は昭和五十二年四月一日から適用する。

(2) し 尿 処 理

し尿は、農家にとつて、田畑の肥料として欠ぐべからざるものであったが、化学肥料ができるようになってからは、し尿の処理が重要な課題となってきた。

本町では、上下部落の渡瀬貞幸が自宅の田畑用に近隣一〇数戸分を汲り取りしている程度で、町全体分を処理する事は出来ずこの様な状況を察し、佐賀市蓮池町見島の緒方傳がバキューム車及び海洋運搬船を購入し汲み取りを開始した。しかし海洋投棄も種々の法規制が行われ、将来を危惧されていた折佐賀市が巨勢町に処理能力九〇トのし尿処理施設を建設し、昭和四十八年より操業したので、放流問題で下流の本町との間にトラブルが起り、一時は大きな政治問題にまで発展し町挙げての佐賀江放流反対運動が起こされた。しかし、県が仲介の労をとり、本町よりの要求項目を容認するという形で試験放流許可という事で一段落をし現在に至っている。

以後本町分のし尿の処理を佐賀市に依頼しているが、昭和四十七年五月十五日付で一日バキューム車六台(一〇・八觔)で処理委託をしていたが、鹿芥と同じく殆どの家が自家処理をしなくなり、現在では一日バキューム

車八台（一四・四磅）に増量し、処理を委託している。

佐賀市（以下「甲」という。）と諸富町（以下「乙」という。）との間にし尿処理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第一条 乙が、甲に処理を委託するし尿は、乙の区域内から汲み取ったもので運搬する器材は、乙の許可車を使用するものとする。

第二条 乙の搬入量は一日、一四・四磅以内とする。

第三条 乙が、甲に支払う委託料は一・八磅につき、六、〇〇〇円とし、乙は毎月分の委託料を翌月の二十日までに甲に納入するものとする。

第四条 甲の施設への搬入時間および休業日は次のとおりとする。ただし、停電其の他の作業等の都合で甲が乙と協議して定めたときはこの限りでない。

(一) 搬入時間 午前八時三十分から午後四時まで

(二) 休業日 日曜日、休日および甲が特に定めた日

第五条 甲は、搬入時間中といえども次の各号の一に該当する場合は、乙の搬入を拒否することができる。

(一) 乙が、第一条から第三条までの規定に違反したとき。

(二) 施設内において、乙の許可したし尿汲取り業者が、甲の指示に従わなかったとき。

(三) 機械器具の故障その他処理量を調整する必要があるとき。

第六条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(一) 乙が、契約事項に違反したとき。

(二) 乙が、契約の解除を申し出たとき。

第七条 前条の規定により、甲が契約の解除をしたときは、乙が損害を受けることがあっても甲はその責任を負わない。

第八条 この契約の有効期間は、昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までとする。

2 この契約について甲、乙協議のうえ前項の有効期間を更に延長することができる。

第九条 この契約に定めのない事項についてはその都度甲、乙協議して決定するものとする。

この契約締結の証として、本書二通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

昭和五十七年四月一日

甲 佐賀市 市長 宮 島 剛  
乙 諸富町 町長 吉 末 豊 助

## 6 佐賀市衛生処理場処理水佐賀江放流反対運動

昭和三十五年佐賀市では、し尿の計画的な汲み取り作業と完全な処理により、抜本的な環境衛生の浄化を図るため、処理施設の建設計画を立て、同三十六年二月、厚生省に建設計画を出し、五月に国庫補助の内示を受けた。建設場所は佐賀市巨勢町牛島二本松となった。

ところが農地買上げ、設置の場所及び概要が判明するや地元巨勢町で設置反対論がおこり、地元巨勢町衛生処理場設置反対協議会が結成された。この協議会は、町民大会を開催し大会の決議書を市長に提出、計画の再検討を要求、重ねて抗議のデモ行進を敢行した。十月三十日、諸富町に佐賀市長より衛生処理場設置に伴う協力要請があり、翌三十一日には巨勢町衛生処理場反対協議会より巨勢川水系に臨まれる各町村は、永世に亘る禍根の排除のためにも、市政民主化の悲願達成のためにも協力を要請する趣意書が届いた。十一月六日、諸富町長、町



衛生処理場建設の新聞記事  
(昭和41年2月13日付『佐賀新聞』)

議会、町嘱託員会の三者連名により、佐賀県知事、佐賀市長、市議会に対して、し尿処理水の佐賀江放流反対の申し入れが行われた。佐賀市当局は県都市計画審議会で、「し尿処理場の計画を認可せよ」と県にねじ込み、下流域である本町は「佐賀江は排水河川ではなく、筑後川から押し上げられた水は農業用または家庭用として利用される用水河川であり、処理水に含まれる有機物の影響がでて衛生的にも危険だ」とし、とくに味の素工場は「食品工業の用水源の近くで、し尿処理場が汚水を流しては、製品の信用をきずつける」と県側にし尿処理場設置に反対を陳情するなど、県としても必死になって誘致した企業側に立つか、公衆衛生施設の向上をはかる佐賀市側に組するか、双方から突きあげられ窮地に立たされた。し尿処理問題は、事実上、二自治体にまたがる行政紛争に発展していった。

昭和三十六年十二月二十五日、町臨時議会における佐賀市衛生処理場建設反対決議、翌年二月十五日、諸富小学校で諸富町し尿処理水放流反対期成同盟による町民大会、諸富町、佐賀市北川副町、巨勢町、大川市道海島の四地区の反対同盟らの県庁座り込み、隣接する大川市での「佐賀市の衛生処理場は筑後川を汚染する」との反対署名集め、また、補助、起債の確保のために上京した宮田佐賀市長らを追って、絶対反対を叫ぶ本町の代表が

上京。中央での相反する陳情合戦など地方自治体を異にしているとはいえ、同じ県の隣接地にありながら衛生処理場紛争は一段とエスカレートしていった。

池田知事は、佐賀市衛生処理場設置に関して早急に問題解決のため

- 一 処理場の設置は変更しない。地元関係住民との問題は佐賀市が責任をもって善処すること。
- 一 下水処理はこの事業計画とは別個に切りはなすこと。
- 一 処理水の佐賀江放流を止めパイプによる放流とすること。放流路線、パイプの容量等は技術的に検討を必要とするので関係市町村で協議することが妥当と考える。県はこれに対し協力と援助を措きまない。

以上の基本方針（三原則）を発表し、関係市町村の理解と協力を期待した。この基本方針を受けた本町は、二十六日知事の斡旋案に対して、放流路線については今後の折衝過程に於いて充分な条件を出すという但し書を付けた承した。最終的に関係市町村の了解を得た県は、建設位置並びに農地転用の許可を行い、佐賀市は九月になって処理場の建設に着手した。

その後、いわゆる三原則に基いて、筑後川か有明海にパイプ放流する案が検討され、さらに本町石塚案や八田江案などの具体的な路線案が関係者間で協議がなされたが、比較的長距離になり技術的な問題や関係住民の了解を得るには至らなかった。

昭和四十年八月、衛生処理場は竣工の運びとなり、処理水の処理方式も県が示した基本方針とは別に地下浸透方式という全国でも珍しい方式が採用された。ところが、この地下浸透も運転後、わずか三ヶ月で完全に失敗、機能を停止した。

十二月十五日、地下浸透方式が失敗し、方策つきた佐賀市は、当初方針の河川放流以外に対策はないと最後のハラを決め、「佐賀江への放流以外に対策はない」と直接放流を初めて明らかにした。

衛生処理場沈殿池の汚水の佐賀江流入事故や、「御用納め」以後に突然に行われたパイプ埋設は町民を驚かせた。これらに反対した諸富町佐賀江放流反対同志会は、昭和四十一年一月十二日、諸富町公民館で町民総決起大会を開き、「佐賀江放流絶対反対」を決議、翌十三日、約三〇〇人が貸切りバス五台に分乗、佐賀市役所に押しかけ「佐賀江への直接放流は絶対反対、話し合いは池田知事の斡旋による三原則によって行え」と宮田市長に激しく抗議し、市長室からあふれた町民たちは、市長室前の廊下でスピーカーを聞いて進行を見守った。パイプ放流に反対する町民約三五〇人は十三日に引き続き、十四日も佐賀市巨勢町の衛生処理場に押しかけ、すでに放流のために敷設してあるパイプを撤去せよと迫った。十五日、佐賀江放流に反対する地元巨勢町の反対協議会の地元住民、県議、市議、地区労議長ら反対派約二五人は、処理場で放流中止を求めたが進展せず、市長はついに反対派に退去命令を出した。反対派が応じないため警察官の出動を要請し出動の騒ぎとなった。

連日激しい抗議交渉を続ける本町民、巨勢町一部町民約四〇〇人は、十八日も市役所に押しかけ、「三原則を承認せよ」「佐賀江放流絶対反対」「放流しないと声明せよ」と延々一時間わたり徹夜交渉を続けた結果、困窮した市当局は十九日午前二時半頃、再び警察官の出動を要請する騒ぎとなった。

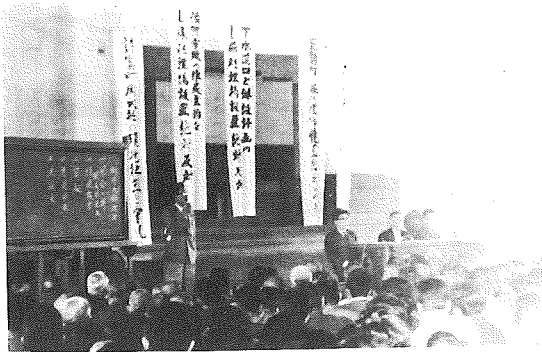
二十日、諸富中グラウンドに町民約一五〇〇人が集まって、放流反対の町民総決起大会が開かれた。この日は、雪もまだ残る寒い天気だったが、町民たちは「放流反対」「汚水を流すな」「三原則は生きている」などと大書したノボリ、ムシロ旗などを用意、続々集まり氣勢をあげた。反対同志会による経過報告後、川原町長は「佐賀市

の誠意が見られない以上、実力行使以外に道がない」とのべた。

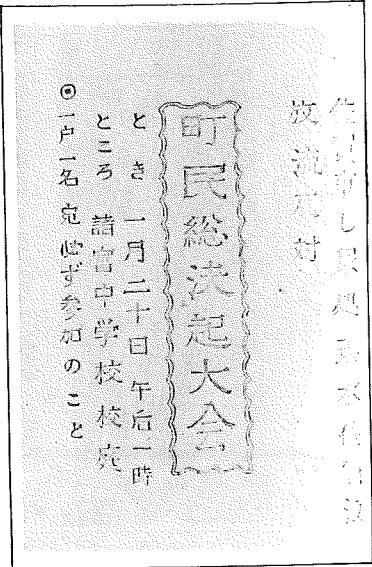
佐賀市内および諸富町内のニュースカーによる宣伝、二十二日、成富県厚生部長に「三原則に基づいての話し合いを進める」「現在試験放流しているのを直ちに中止する」「現在設置している（清掃法に基づかない悪水）放流施設を撤去する」この三点について履行された後、話し合いに応じる申し入れをした。

二十四日、町民約一五〇〇人は、バス二〇台を連ねて佐賀市に押しかけ、佐賀市衛生処理場の佐賀江放流に反対して市内を抗議デモした。

同月三十一日、県清掃業協同連合会は、佐賀市衛生処理場の紛争は、県民や清掃業者の死活の問題として、バキュームカー約五〇台を動員、佐賀市、諸富町をデモ行進し、宮田市長、川原町長と調停



し尿処理水佐賀江放流反対町民大会



し尿処理水佐賀江放流反対町民総決起大会参加チラシ

役の池田知事に「一日も早く円満解決をはかってほしい」と陳情した。

佐賀市と諸富町が、佐賀江放流をめぐる対立している衛生処理場問題を審議する県議会厚生労働委員会が、二月四日開かれ、宮田市長、川原町長も参考人として出席、町民約一〇〇〇人も貸切りバスで傍聴につめかけた。

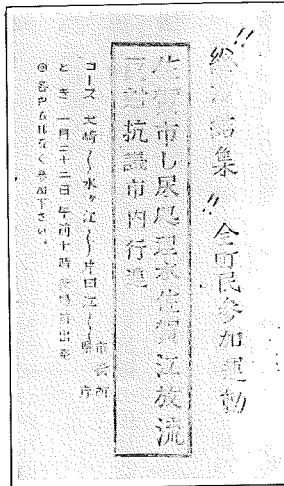
このような諸富町のはげしい反対運動のため、佐賀市では県庁前のお堀への放流案、早

津江放流案、十間堀放流案などの意見が出されたが、いずれも解決策にはならなかった。

ところで、この問題は佐賀市ばかりでなく県内の各市町村でも深刻な問題となってきた。それは川副町におけるし尿運搬船の不法投棄に端を発して、町内の全域のくみ取りストップなどがおこり、諸富町でも反対ばかりしてられないような状況も生まれてきた。このため徳富のゴミ焼却場の一角にし尿タンクを建設したところ、地元民の反対にあい、本町でも全域的に根本的な衛生処理が検討されることになった。



県議会厚生労働委傍聴の新聞記事  
(昭和41年2月5日付『西日本新聞』)



佐賀江放流反対  
運動参加チラシ  
(1月24日に変更)

その間、佐賀市の衛生処理場では施設の改善を行い、放流水の水質基準も良好となり、関係町村のし尿処理も引き受けることになった。

昭和四十八年一月十六日、巨勢町衛生処理場設置反対協議会は、放流水がきれいになった、地域振興に市の誠意がみられた、などの観点から反対協議会の解散に踏み切り、反対看板を撤去し、紛争にピリオドを打った。これはこの問題が発生してから実に一二年におよぶ長期のものであった。

また同年、県は、三月十日、衛生処理場完成いらい九年目にして、「放流水は基準以下のものが、この数年間守られていた」として佐賀江への放流禁止令（事実上は試験放流を認めていた）を解除し放流を認め、タナ上げしていた佐賀市に対する施設の促進補助金を九月県議会に提案した。

昭和五十一年四月一日、佐賀市は海洋汚染防止法の規制強化により、海洋投棄が事実上不可能となり、衛生処理場の全面改修にあった南事業所（巨勢町新村）処理施設の改良増設工事が完工した。処理方式も「消化方式」から「酸化方式」への転換。悪臭防止のための脱臭装置の設置、処理水の三次処理ならびに濾過放流、汚泥の焼却処理などに改善され、処理能力も二倍に増強し、諸富、東与賀、川副、富士町の佐賀郡四町からも同事業所に運び込まれ、行政圏を越えた広域処理体制がスタートして今日に至っている。

## 7 火 葬 場

町内には、千歳、大中島、石塚と三カ所の火葬場があるが現在は使用していない。以前は、このほか西郷、小杭憩の家前と合わせて五カ所設置されていた。その中で、西郷は町村合併直後の台風で煙突が倒壊したため、こ

の時に取りこわされ、また憩の家前火葬場は昭和四十二年に同じく煙突倒壊のため取りこわされた。跡地の西脇には弘法大師、憩の家前には修行大師をお祀りしねんごろに供養されている。

昔は死亡された方の近隣の若者が、それぞれの火葬場で火葬をし、御仏をお送りしていた。町村合併後は千歳、憩の家前の二カ所を町営火葬場として使用し、憩の家前火葬場廃止後は千歳火葬場のみを町営として使用していた。場夫として徳富の吉岡茂一が町村合併前の東川副村時代の昭和十七年より昭和五十五年、八三歳で亡くなるまで三八年間という長い期間に亘って努めた。吉岡死去後、後継者がなく現在は、大川市、川副町、佐賀市等に火葬を依頼している。



修行大師（憩の家前）

## 8 伝染病隔離病舎

明治十年、清国（中国）にコレラが流行し、わが国に侵入して明治十一年、十二年に大流行したのが契機になって、明治十三年伝染病予防規則が制定された。その後、医学の進歩に伴い、明治三十年四月、伝染病予防法が公布され、若干の改正が加えられながら、現在にいたっている。

終戦後は、海外からの復員・在外邦人の引揚げ、加えるに医薬品の不足、住宅難による集団生活、衛生設備の不備、食糧難などから、消化器系伝染病、外来伝染病が流行した。特に外来伝染病であるコレラ、発疹チフス、

天然痘は全国各地に発生した。

佐賀県において最も発生件数が多かったのは赤痢で、戦後は毎年千数百名の患者が発生し、二十七年には二二〇名が死亡した。赤痢流行の主な原因としては、生活環境施設、上・下水道、清掃施設の未整備、衛生思想の低劣によるものであった。当時の飲料水の利用状況は、佐賀郡では上水道施設が南川副町の犬井道に一カ所のみで、地表水（クリーク）四〇％、天水七％、残りは井戸水の利用であった。本町の井戸水は、一部に塩分を含有するところもあり、厚生省の水質基準によると、大半が飲料水として不適であった。

その後、上水道や簡易水道の普及などにより、赤痢患者は大幅に減少した。

昭和三十四年、指定伝染病となった急性灰白髄炎（小児マヒ）は、三十五年西日本を中心に全国的に大流行した。この病気は乳幼児が患いやすく、発病すると四肢のマヒなどの症状が残るものが多く、乳幼児をもつ母親の不安は高まり、大きな社会問題となった。

予防対策として消毒の徹底とソークワクチンの接種がなされるようになった。

戦後発生した指定伝染病には、日本脳炎があり、昭和三十五年ころまでは猛威をふるったが、児童、生徒に対する予防接種などが強化され、次第に下火になった。

佐賀県では伝染病対策に力を入れるとともに、小児マヒ患者の呼吸困難による死亡を防止するため、県立病院好生館に鉄の肺といわれる機械を購入、肢体不自由児対策などを行った。そのため昭和五十年代に入ってから、伝染病はほとんど影をひそめた。

本町の伝染病舎は、昭和初期迄は旧東川副村徳富地区に一カ所あり、患者の収容、治療にあたっていた。近年

# 教育



東川副小学校遠足風景 (明治末年頃)

医学の進歩、衛生思想の普及によって伝染病患者も減少した。昭和三十年以降五十年までの間で赤痢患者二名、腸チフス患者一名発生していたのが、昭和五十年以降同五十七年度までの間は赤痢患者一名と激減している。

しかし、伝染病の発生は、全く予測がつかないものであり対応が迫られていたが、広域市町村圏協議会が設置され、その事業の一つとして佐賀地区伝染病隔離病舎の計画が取り上げられ、佐賀市が県立病院好生館に併設していた佐賀市伝染病棟跡地に新伝染病棟が建設された。それ迄、本町の伝染病患者の対応としては、旧佐賀市伝染病棟や富士町共立病院等に収容を依頼していた。

新病棟は敷地一、四七九平方メートル、建築面積延八六四・八七六平方メートル、工費一億二、八五四万円で昭和五十二年十一月二十三日に着工し、同五十三年三月三十一日に竣工した。同年六月一日より供用が開始されている。組合の名称は、佐賀地区伝染病隔離病舎組合、設立日は昭和五十二年十一月一日で構成市町村は次の二市一三町三村で発足し、共同処理の事務にあたっている。

構成市町村 佐賀市、多久市

佐賀郡 (諸富町、川副町、東与賀町、大和町、久保田町、富士町)

神埼郡 (神埼町、三田川町、千代田町、三瀬村、東脊振村、脊振村)

小城郡 (小城町、三日月町、牛津町、芦刈町)



佐賀地区伝染病隔離病舎